

## 入札監理小委員会における審議結果報告

電子商取引モニタリング事業

消費者庁の電子商取引モニタリング事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 落札者の評価基準について

## 【論点】

- 新たに受託した事業者に対して本事業をスムーズに引き継ぐことができるように、消費者庁が受託事業者に対し研修を行うことやマニュアルを用意すべきではないか。また、加点審査項目で「消費者保護に関する実務経験が 2 年以上有している」とあるが、実務経験が 2 年以上の必要があるのか。

## 【消費者庁の対応】

- ① 新たに受託した事業者が研修を行うに際し、消費者庁が協力を行うとともにマニュアル等を貸与することでスムーズに業務を引き継ぐことができるように追加した。(P. 17)
- ② 上記①に伴い、研修体制についての加点審査項目を追加した。(P. 13、別紙 11)
- ③ 研修、マニュアル等を用意したことから、消費者保護に関する実務経験を 2 年以上から 1 年以上へ短縮し、加重を 3 から 2 へ修正した。(P. 13、別紙 11)

2. パブリック・コメントの結果について

- 期間  
平成 24 年 11 月 6 日～26 日
- 寄せられた意見等  
0 件